

【事業主の皆様へのお知らせリーフレットです】

事業主の皆様へ 労働保険の成立手続きはお済みですか？

労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、
労働保険（労災保険＋雇用保険）の成立手続きを行う義務があります。
（※常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず対象です。）

詳しくは厚生労働省の広報をご確認頂き、手続きを行っていない方は
速やかに労働基準監督署や公共職業安定所へご相談ください。

※11月は厚生労働省の位置付ける「労働保険適用促進月間」の為、加入促進の広報を板橋区内に幅広く行っております。

発行者：（公社）板橋青色申告会 板橋区本町 38-5